

## 雫石町監査委員告示第2号

平成30年2月7日受理した職員措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により監査を行った結果を下記のとおり公表します。

平成30年3月5日

雫石町監査委員 枇 杷 惠  
同 坂 下 栄 一

### 第1 請求人

(A)

### 第2 請求のあった日

平成30年1月30日

### 第3 請求の受理

本件請求は、所要の法定要件を具備していると認め、平成30年2月7日これを受理した。

### 第4 請求の要旨

請求人が提出した措置請求書によると、請求の要旨は、次のとおりである。

#### 1. 兼業の違法性が濃厚

深谷政光雫石町長（以下「町長」という。）は、地方公共団体の長でありながら平成28年1月21日に（株）コミュニティライフしずくいし（以下「会社」という。）の代表取締役就任した。しかし、法第142条で地方公共団体に対する請負をする者は兼業が禁止されている。そして、法第143条で兼業の禁止を定めた規定に違反したときはその職を失う。町長が兼業禁止の定めを違反したかどうかは選挙管理委員会（以下「選管」という。）が決定するとある。

町長が代表取締役を兼業する会社は、雫石町役場内に本店を置く上に、雫石町の公共事業と密接に関連する業務を請負うこととなるので町長の兼業は違法の疑いが極めて濃厚である。しかし、選管は、町長の法的適格性を審査し、法第142条の規定を満たすかどうか決定する任務を果たしたという形跡は現在（平成30年1月30日）まで見られない。そのため請求人は選管委員長に対して平成29年10月24日付で法第142条の規定に従って速やかにその任務を遂行し、同年10月31日までに回答するよう要請した。しかし、未だに回答は一切なく選管は沈黙をし続けている。

## 2. 町長の兼業を巡る事実

選管に要請文を提出後、間もなく町長は兼業の違法性を察知したと見え、慌てて代表取締役を辞任する動きを示した。以下に兼業を巡る事実を示す。

(1) 平成 28 年 1 月 21 日、会社の設立とともに町長が取締役及び代表取締役に就任（同日登記）。

(2) 会社の本店を雫石町千刈田 5-1（雫石町役場と同じ）に置く。

(3) 平成 29 年 1 月 10 日、町長が会社（深谷政光代表取締役）を地域再生推進法人に指定。

(4) 平成 29 年 10 月 24 日、請求人が選管委員長に町長の会社代表取締役との兼業について法的適格性の審査とその回答を要請。

(5) 審査の回答は、平成 30 年 1 月 30 日現在もない。

(6) 平成 29 年 11 月 6 日、町長が会社の取締役および代表取締役を辞任（同年 11 月 15 日登記）。兼業は解消。

## 3. 兼業の法的適格性審査要請により町長は違法性を認識

町長の兼業についての妥当性審査要請により選管は町長の兼業の事実を知ったと考えられるが兼業の法的適格性については、審査も決定もしていないことが明らかになった。町長も兼業が違法であるという認識を持っていないと言える。

2 に記した事実によって以下の実態が明らかになった。

(1) 会社の業務は、雫石町の公共事業と密接不可分な関係を持ち、町長の兼業は会社経営と一体化している。法第 142 条に違反していることは明白だ。選管への要請文書提出の直後に町長が会社の取締役および代表取締役を辞任したことはその証拠である。

(2) 会社の本店を雫石町役場内に置いた事実は、会社経営の行政へのもたれ合いを示しており、町長の職務の公正を害し、行政の運営に住民の不信を招く。本店の住所地として雫石町庁舎を利用することは、町長が一私企業に便宜を与えることを意味し、地方公共団体の長と私企業の経営代表との公私混同に外ならないので、明白に法第 142 条に抵触する。行政と会社経営とは一線を画すべきは当然である。

(3) 町長の兼業が違法であることは明白だと判断される。もし選管により町長の兼業が違法とされれば町長の失職が決まることになる。失職が決まった時点から以後は町長職に留まることはできないから、特別職としての報酬の受領は不当な公金支出に当たる。全額雫石町へ返還させるべきである。

(4) 選管は、町長の兼業開始に当たって、法第 143 条第 1 項および第 2 項の規定により兼業の適法性の審査と決定を行わねばならないがこれを怠った。例え、兼業が合法だと判断しても決定に至った理由をつけて文書をもって行うという法第 143 条

第2項の規定に違反する。町長と選管の間でもたれ合いがある結果だとすれば公然たる法律軽視の重大案件である。

(5) 町長の違法兼業と選管の違法任務放棄の事実の発覚は、雫石町において地方行政の基本である法の規定に立脚した行政が蔑ろにされていると言わざるを得ず、この機会に是正する必要があると感じる。

#### 4. 法に則って厳正な兼業の法的適格性の監査を

3の実態が示すように町長の兼業は法第142条に違反の疑いが濃厚なのに、選管はその審査を怠り、未だ決定も下していない。速やかに厳正・公正な審査をし、法第143条に基づいて決定を求める。もし違法の場合は、当該期間の報酬は雫石町へ返還するのは当然だ。

町長の兼業違反は失職に直結する重大案件であり、町民にとって不問に付すことはできない。厳正な監査を請求する。

#### 第5 監査の実施

総務課(選挙管理委員会)、企画財政課を対象に、法第242条第4項の規定により、次のとおり監査を実施した。

- 1 平成30年2月7日 本件請求を受理することを決定した。
- 2 平成30年2月7日 上記受理について、請求人及び町長、選挙管理委員長に通知した。
- 3 請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定により証拠の提出及び陳述の機会を与えることとしたが、平成30年2月13日付けで書面により請求人から必要としない旨の申し出があったため付与しないものとした。
- 4 平成30年2月19日、同年2月20日 監査対象課の職員から事情聴取を行った。

#### 第6 監査の結果

平成30年3月1日、本件請求について請求人の主張に理由がないと認め、これを棄却することと決定した。

なお、監査請求に係る監査の通知結果は、別添のとおりである。